

再生可能エネルギー地域共生促進税条例の概要

第1条 課税の根拠

県は、大規模森林開発を伴う再生可能エネルギー発電事業を巡る状況を踏まえ、再生可能エネルギー発電事業の地域との共生の促進に向けて、地方税法第4条第3項の規定に基づき、再生可能エネルギー地域共生促進税を課する。(法定外普通税)

第2条 定義

- この条例で用いる用語を定義（再生可能エネルギー発電設備、附属設備、再生可能エネルギー源、開発行為、開発区域、総発電出力）
 ⇒対象：0.5ヘクタールを超える森林※¹における開発行為※²の着手からその完了後5年を経過した日までに設置工事に着手された太陽光・風力・バイオマス発電設備※³
 ※1 森林法第2条第3項に規定する国有林の区域及び同法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている私有林の区域（本条例ではこのうち開発行為が行われた区域を「開発区域」と定義）
 ※2 土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為
 ※3 再生可能エネルギー発電設備や附属設備の一部のみが開発区域に所在する場合を含む

第3条 納税義務者等

- 再生可能エネルギー発電設備（県の区域内にその全部又は一部が所在するものに限る。以下、「再エネ発電設備」という。）に対し、その所有者に課する。ただし、次に掲げる再エネ発電設備は、この限りでない。

【非課税となる再エネ発電設備】

- ① 国又は地方公共団体が所有するもの
- ② 国、地方公共団体又は土地開発公社により開発行為が行われた区域に設置されたもの
- ③ 太陽光を再生可能エネルギー源とするものであって、家屋（住家、店舗、工場等）の屋根等にパワーコンディショナを除く全部が設置されたもの
- ④ その全部が、地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する認定地域炭素化促進事業計画に基づき使用されるもの
- ⑤ その全部が、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に規定する認定設備整備計画に基づき使用される場合のもの
- ⑥ ④、⑤に準ずるものとして市町村長が認め、知事が認定した事業計画に基づき使用されるもの

第4条～第6条 課税地、賦課期日、課税標準

- 課税地：再エネ発電設備の所在地
 賦課期日：当該年度の初日の属する年の1月1日
 課税標準：賦課期日現在における総発電出力（いわゆる「定格出力」の再生可能エネルギー源ごとの合計値。1kW未満の端数は切り捨てる。）

【再エネ発電設備又は附属設備が県の区域の内外や開発区域外等にわたる場合の課税標準】

(1)再エネ発電設備が県の区域の内外にわたる場合：
$$\text{総発電出力} \times \frac{\text{当該再エネ発電設備}^4 \text{の県内の設置面積}}{\text{当該再エネ発電設備}^4 \text{の県内と県外の設置面積の合計}}$$

(2)再エネ発電設備又は附属設備が開発区域の内外にわたる場合：

$$\text{総発電出力} \times \frac{\text{県内における当該再エネ発電設備及び附属設備の}\{ \text{設置面積} - (\text{開発区域外の設置面積}) \}}{\text{当該再エネ発電設備及び附属設備の県内の設置面積}} \quad ※5$$

(3)再エネ発電設備又は附属設備の一部が第3条の【非課税となる再エネ発電設備】の④～⑥に該当する場合：

$$\text{総発電出力} \times \frac{\text{県内における当該再エネ発電設備及び附属設備の}\{ \text{設置面積} - (\text{非課税となる部分の設置面積}) \}}{\text{当該再エネ発電設備及び附属設備の県内の設置面積}} \quad ※5$$

(4)再エネ発電設備又は附属設備が開発区域の内外にわたり、かつ、その一部が第3条の【非課税となる再エネ発電設備】の④～⑥に該当する場合：

$$\text{総発電出力} \times \frac{\text{県内における当該再エネ発電設備及び附属設備の}\{ \text{設置面積} - (\text{開発区域外の設置面積}) - (\text{非課税となる設備の設置面積}) \}}{\text{当該再エネ発電設備及び附属設備の県内の設置面積}} \quad ※5$$

※4 県の区域の内外にわたる場合の按分には附属設備の面積を算入しない。

※5 2以上の再エネ発電設備と一体となって効用を果たす附属設備がある場合、その設置面積をそれぞれの再エネ発電設備の県内の設置面積に応じて按分した上で、上記計算に使用する。

※6 (1)に該当し、且つ(2)～(4)のいずれかに該当する場合は、(2)～(4)の課税標準の計算式中の「総発電出力」の値に、(1)の式で求められた値を使用する。

第7条～第9条 税率

- 再生可能エネルギー源の種類により税率を設定（営業利益の20％程度に相当）
 太陽光・風力発電設備に係るFIT認定設備については、税抜調達価格（調達価格から消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた額）に応じて区分

- 太陽光発電設備：税率620円/kW（ただし、FIT認定設備で、税抜調達価格が10円以上の場合は下表による）

FIT 価格	10円以上 11円未満	11円以上 12円未満	12円以上 13円未満	13円以上 14円未満	14円以上 15円未満	15円以上 16円未満	16円以上 17円未満	17円以上 18円未満	18円以上 21円未満	21円以上 24円未満	24円以上 27円未満	27円以上 29円未満	29円以上 32円未満	32円以上 36円以上
税率 [円/kW]	760	1,050	1,340	1,630	1,920	2,210	2,500	2,790	3,080	3,960	4,840	5,710	6,300	8,340

- 風力発電設備：税率2,470円/kW（ただし、FIT認定設備で、税抜調達価格が16円以上の場合は下表による）

FIT 価格	16円以上 17円未満	17円以上 18円未満	18円以上 19円未満	19円以上 20円未満	20円以上
税率 [円/kW]	2,920	3,380	3,830	4,290	4,740

- バイオマス発電設備：税率1,050円/kW

第10条 賦課徴収に関する申告の義務

- 納税義務のある所有者は、毎年1月1日現在における当該再エネ発電設備について、その所在地、再生可能エネルギー源の種類、総発電出力等を記載した申告書に、その事実を証する書面を添付して、1月31日までに知事に提出しなければならない。ただし、前年度の賦課期日からその申告すべき事項に異動がない場合は、この限りでない。

第11条～第15条 徴収の方法、納期、納付額、納期前の納付、不申告等に関する過料

- 徴収の方法は普通徴収とし、納期は原則として下記の4期とする。納付額はそれぞれ当該年度分の再生可能エネルギー地域共生促進税額を納期の数で除して得た額とする。（千円未満の端数はすべて第1期に合算）
 第1期：4月1日から4月30日まで 第2期：7月1日から7月31日まで
 第3期：12月1日から12月31日まで 第4期：翌年2月1日から2月末日まで
 納税通知書に記載された納付額のうち、到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合は、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。
 正当な事由がなく申告等をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第16条～第18条 減免、減免の手続き・減免の措置

- 減免の対象：次に掲げる再エネ発電設備のうち、知事が必要と認めるもの
 A) 賦課期日後に、第3条の【非課税となる再エネ発電設備】の④～⑥のいずれかに該当することとなったもの
 B) 家屋（住家、店舗、工場等）が所在する開発区域内に設置された再エネ発電設備であって、発電により得られる電力を専ら当該家屋（住家、店舗、工場等）において消費するものとして知事が認定したもの
 減免すべき税額：課税すべき金額の全額（再エネ発電設備又は附属設備の設置区域が開発区域内外にわたる場合等は、課税標準と同様、その設置面積により按分した金額とする。以下、「按分額」とする。）
 減免の手続き・減免額・措置
 ● 減免を受けようとする年度の4月30日までに申請書を提出した場合
 ⇒ 審査の上、当該年度の税額の全額または按分額を減免
 ● 減免を受けようとする年度の5月1日以降に申請書を提出した場合
 ⇒ 審査の上、申請書を提出した日以降に納期末がくる税額の全額又は按分額を減免
 減免を受けた者は、減免に該当しなくなった場合、該当しなくなった日から起算して1カ月以内に報告書を知事に提出しなければならない ⇒ 該当しなくなったと認められる時まで遡って減免を取消

第19条 納税義務の消滅に係る税額等

- 再エネ発電事業を廃止した場合の税額：廃止の日前までに納期の末日の到来したものの全額
 ⇒ 廃止理由、廃止年月日その他必要事項を記載した届出書に、その事実を証する書面を添付して、知事に提出

第20条～第23条 事業者等への協力要請、賦課徴収、権限委任、規則委任

- 再生可能エネルギー地域共生促進税に関する調査について必要があるときは、事業者又は官公署に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。
 知事は、徴収金の賦課徴収に係る事項等を課税地所管の県税事務所長に委任する。

附則第1項 施行期日

- この条例は、地方税法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附則第2項～第3項 適用除外、条例の失効

- この条例は、次に掲げる再エネ発電設備については、適用しない。
 ① 施行日前に開発区域において再エネ発電設備又は附属設備の設置工事に着手したもの
 ② 施行日前に再エネ発電設備又は附属設備の設置を目的とした開発行為に着手した開発区域に所在するもの
 ③ 施行日前に開発行為に着手し、かつ、施行日前にその目的が再エネ発電設備又は附属設備の設置に変更された開発区域に所在するもの
 この条例は、施行日から起算して5年を経過した日に、その効力を失う。
 この条例は、施行日から失効の日の前日までの期間において再エネ発電設備に対して課した、又は課すべきであった税については、失効の日以後も、その効力を有する。